２０１４年度決算審査　　討論   
        
　日本共産党を代表して、２０１４年度決算、認定第１号　一般会計歳入歳出決算認定、認定第２号　国民健康保険特別会計決算認定、認定第３号　介護保険特別会計決算認定、認定第４号　後期高齢者医療特別会計決算認定に反対の立場で討論します。

４月からの消費税の５％から８％への引き上げは、国民に年間８兆円もの負担増となり、市民の暮らしをいっそう困難にしました。そして、働く人の賃金の低下と労働条件の悪化が進み、低賃金で不安定な働き方の非正規雇用の拡大は、市民生活を困難にしています。

寝屋川市がおこなうべきことは、市民生活をまもるための最大限の努力でした。

具体的には、市民が求めていたのは、安全・安心のまちづくりでした。

そして、消費税の増税にあたり、寝屋川市の公共料金に消費税を転嫁しないこと、一般会計からの繰り入れを行い、水道料金や下水道使用料の４月からの値上げをやめること。

市民から要望の強い国民健康保険料、介護保険料の引き下げと子育て支援施策などの拡充でした。

まず、一般会計についてです。

決算の特徴は、普通会計で、１１年連続の黒字、特別会計を含めた全会計合計でも、約１３億２１００万円の黒字で、３年連続で全会計が黒字になりました。

基金（積立金）残高は、減債基金を約１５億円、取り崩しながらほぼ前年度並の、約１０７億円となりました。

基金については、市民生活を守るために活用することを求めます。

歳入では、市税収入は前年比１００．７％で、ほぼ前年並みを確保しました。市債発行では、臨時財政対策債の発行を抑制し、市債残高は前年度から約34億円減の約632億6千万円となりました。

歳出では、扶助費約15億2000万円の伸びですが、人件費は、約1億5000万円の減少となっています。  
 ラスパイレス指数では寝屋川市職員の給与水準は大阪府内で最低ラインとなっています。

市民の願いが実現した項目もあります。

太陽光パネルの本庁舎への設置や市内の自治会集会所への設置補助、公立保育所の耐震診断・耐震補強設計の実施、住宅耐震化診断補助金等の拡大、非常用食糧の倍増と全小学校区への備蓄などの具体的施策について評価します。

フォームの始まり

廃プラ処理施設による健康被害等についてです。

２つの廃プラ施設周辺の住民が健康被害を訴えて９年になります。  
市は、２つの廃プラ処理施設による健康被害に苦しむ住民に対して、健康被害があることは認めるものの、廃プラ施設との因果関係を否定し、住民が望む健康調査を拒否し、住民との懇談も拒否してきました。

健康被害を訴える住民は１０００人をこえており、市民の健康を管理する行政の責任として、健康被害を訴える住民の相談にのり、実態を把握し、被害を解消する手だてをとるべきです。未知の化学物質が健康や環境に与える影響について、頭から否定することは、予防原則と逆行します。

　また、焼却と比べて、２．４倍ものコストをかけ、低品質のパレットをつくることが本当に有効でしょうか。ペットボトルなどの単一素材を除き、廃プラは分別回収せず、焼却して、焼却熱による熱の再利用に切り替えるべきです。

また、ごみ収集は直営を基本とし、民営化については、これ以上実施しないことをもとめます。

次に、防災と自然エネルギーの推進についてです。

防災については、地域防災計画の見直し、公共施設と住宅の耐震化、住民の避難計画の具体化、浸水対策の計画的な推進をもとめます。

自然エネルギーの推進については、寝屋川市でも、自然エネルギー推進のための、基本的で具体的な目標を定め、計画をたてて進めるようもとめます。

次に、あかつき・ひばり園等についてです。

４月から指定管理者制度の導入が始まりましたが、保護者や関係者に、市は「何も心配することはない」としながら、当初市が保護者に示した、採用される法人職員への市費を使っての事前引き継ぎが、計画通りにおこなわれていないなか、指定管理が始まりました。

保護者からは、新しい保育士の先生方は頑張っていただいているが、やはり子どもの相談は経験のある市の職員の先生にしてしまう。今後の引き継ぎが非常に心配だ等の声がでています。

市議会にも要望書が届けられています。療育水準をまもるために継続して、市職員を派遣すべきです。また、担当ラインは、保護者の要望を受け入れて、あかつき・ひばり園内に継続して常駐するようもとめます。

どんな障害をもつ子どもも、必要な療育を受け、発達する権利を保障できる施設として、予算や職員の確保・育成に、市として責任をもつべきです。

また、すばる・北斗作業所内の寝屋川市立短期入所施設「大谷の里」は、医療機関との連携をはかり、医療的ケアの必要な児童が入所できるようもとめます。

次に、認定子ども園を含む保育所の民営化についてです。

認定子ども園については、本市で初めての幼保一体化でありながら、十分な準備がないまま進められました。市費を使っての引き継ぎ保育でも問題があったことが、保護者からの訴えでわかりました。市が保護者に「民営化して認定子ども園になっても、公立保育所と何も変わらない、大丈夫」と言ったことが守られませんでした。

また、市内の民営化した保育園の中には、保育士の入れ替わりが多く、安心して子どもをあずけられない、保育士が不足して、保育の継続を心配する保護者の声が寄せられました。

民営化した保育園については、公立保育所の保育水準を維持することが確認されてきました。民営化後の検証をきちんとおこない、保護者、関係者の声を反映させることを求めます。

次に、産業振興についてです。

市では、産業振興条例が、大阪府では大阪府中小企業振興基本条例、国も小規模企業振興基本法が制定されました。今後の課題として具体的な市内業者の振興策が求められます。

市内事業者の面接による実態把握や、市独自の融資制度の創設、国の住宅リフォーム推進事業制度の活用などをもとめます。

また、空き店舗対策の補助制度の拡充と期間の延長をはかること、商店街が疲弊する原因となっている大型店の進出を規制すべきです。

農業が継続できるよう、農地所有者に対する支援をおこない、農地保全を進めること。市民農園増設や、地域住民による農業への参加を積極的にすすめることをもとめます。

次に、教育についてです。

第１は、教育の独立性・中立性を守ることです。

国や首長のための教育行政へと、教育委員会制度を解体し変質させる動きが強まっています。何よりも基本にすべきは、日本国憲法の遵守であり、国際的な到達点である子どもの権利条約を守ることです。教育の独立性・中立性を守ること、主権者である住民に対して直接説明し、意見聴取するなど、本来の教育委員会に改善することをもとめます。

第２は、教育は個人の尊重を基本に人格の完成を目的に行われるものです。１人ひとりをかけがえのない存在として成長・発達を保障する事業です。

児童生徒の序列化をはかり、学校・地域を選別・差別するようなことは許されません。

寝屋川市は、「小中一貫教育の推進」として中学校区の特色づくり、「ドリームプラン」１２学園構想を進め、教育計画を選別し、予算で５０万円から３００万円まで、中学校区を差別化しています。普通教育をゆがめるものです。

また、英語教育の特別の推進、英語村事業、英検受検率を学校教育活動の成果指標とすることについては、教育現場の意見を聞き見直しすべきです。

第３は、教育は直接責任を果たす事業です。教職員の権限と学校の自主性の尊重が重要です。教科書の選定・採択についても教員の意向を基本にすべきです。

また、決定的に重要なことは専門性を身につけた人の配置です。  
系統性・継続性が求められる教育事業には、臨時的・一時的な業務の場合に認められるアルバイト対応などは基本的にすべきではありません。民間への業務委託、とくに、小学校給食に象徴的な民営化、退職不補充や配置転換による「民営化ありき」の進め方は容認できません。

権利としての教育、文化、スポーツを保障する教育条件整備に力を尽くすことをもとめます。

次に、まちづくりについてです。

東部地域のまちづくりについては、市内でいちばん緑や農地が残っている地域です。区画整理事業などで緑と農地が減少しています。  
市として緑と農地の保全にとりくむよう、もとめます。  
  
ふるさとリーサム地区のまちづくりについては、一部土地所有者の意見だけでなく、住民全体の意見を反映するよう、もとめます。  
  
市営住宅については、現地建て替えで、住民がひきつづき住める戸数を確保することなど、市の責任ですすめるべきです。  
  
「小中一貫校」構想については、現場や教育関係者から問題点が指摘されています。また、教育的効果の検証や現在の小学校、中学校の統廃合を前提とすることが想定されることから、地元住民の合意と理解なしに進めることは許されません。

まちなか再生エリアの６メートル道路の整備についても、住民全体の意見を反映し、見直すべきです。  
  
　道路事業において、代替地を市が用意することを検討する意向が示されました。寝屋川市の道路事業の用地買収では、金銭補償で対応し、代替地を市が用意することはありません。  
道路事業用地を代替地と等価交換するとの意向が示されたことは問題です。  
  
かつての同和対策事業でも代替地が用意され、等価交換でおこなうとされました。しかし、実際には１戸あたり寝屋川市が１０００万円も持ち出しをする例があいつぎました。しかも、代替地はいまだに活用されていないままのものが少なくありません。代替地の準備など特別対策の復活はやめるべきです。  
  
京阪本線連続立体交差事業については、本格的な事業着手がされようとしています。用地にかかる住民など、地域住民に丁寧な対応をするようもとめます。  
  
次に、公共施設等整備・再編計画（改訂版）についてです。  
事前に市民や議会の声を聞かずに策定されました。  
本市の公共施設は市民の財産であり、その活用のあり方は市民の意見を十分聞いておこなうべきです。

次に、地域協働協議会についてです。  
  
いそいで組織をつくることにこだわらず、十分時間をかけてとりくむべきです。

そのためにも、住民への情報提供をおこない、校区ごとに住民が参加して議論する場を数多くつくるなど、住民の意見を十分反映させて取り組むことができるよう、条件を整備すべきです。

次に、国民健康保険特別会計についてです。  
  
国民健康保険料は引き下げるべきです。  
累積赤字がなくなる可能性が高い中、ここ数年、毎年繰り入れていた赤字解消のための一般財源に相当する分を活用し、保険料引き下げをもとめます。一部負担の減免制度については広く市民に周知すべきです。  
また、資格書や短期証の発行が、依然として多い状況が続いています。加入者が医療にかかれない状況をつくるものであり、発行をやめるようもとめます。  
  
次に、介護保険特別会計についてです。  
  
介護保険料についても、引下げをおこなうべきです。  
全国で１０以上の自治体が、保険料引き下げのために、一般会計からの繰り入れをおこなっています。本市でも保険料引き下げをもとめます。  
特別養護老人ホームの待機者の解消のために施設を増設すべきです。  
要支援１，２の人を基本的に介護サービスから除外しようとするなどの、国の制度改悪に市として反対するようもとめます。  
  
最後に、後期高齢者医療特別会計についてです。  
  
４月から保険料は平均で、１．２１パーセントの引き上げとなります。  
年金の削減、消費税増税のなかでの負担増は深刻です。  
大阪府が財政安定化基金を拠出すれば、引き上げを中止できます。  
大阪府に基金を活用するよう市としてもとめるべきです。

尚、２０１４年度の決算については前市政の下で執行されました。新しい市政がスタートしていますので、今後に期待して討論とします。

フォームの終わり